

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	土地改良法
根拠条項	第91条の2第6項
処分の概要	目的外使用者等の特別徴収
法令の定め	<p>○第91条の2第6項</p> <p>都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収することができる。</p> <p>1 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者 次のいずれかに掲げる場合</p> <p>イ 当該事業施行地域内農用地を第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合</p> <p>ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合</p> <p>ハ 当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって設定若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をした場合</p> <p>2 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から賃貸権又は使用貸借による権利の設定を受けている者 次のいずれかに掲げる場合</p> <p>イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため賃貸権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合</p> <p>ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合</p> <p><関連条項></p> <ul style="list-style-type: none">・土地改良法第91条の2第7項及び第8項・土地改良法施行令第54条の3第3項
処分基準	道内において処分の先例がないことから、当面、処分基準は設定しない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
問い合わせ先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/ ）